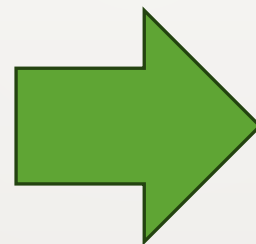


令和6年4月から公共施設の使用料が変わります（宮崎市祇園スポーツパーク）

現行

区分		使用料	
個人使用の場合	児童生徒	1日つき	100円
	一般	1日つき	200円
専用使用の場合		1時間につき	500円
備考			
1 「児童生徒」とは小学校、中学校又は高等学校 (これらに準ずるものを含む。)に在籍する者が 使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が 使用する場合をいう。			
2 小学校に就学するまでの者は、無料とする。			
3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、 その端数は、1時間とする。			
4 附属設備の使用料は、規則で定める。			



改定後

区分		使用料	
個人使用の場合	中学生以下の者	1日につき	100円
	高校生	1日につき	150円
	一般	1日につき	300円
専用使用の場合		1時間につき	1,260円
備考			
1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校 (これらに準ずるものを含む。)に在籍する者 又は小学校に就学するまでの者が使用する場合 「高校生」とは高等学校(これらに準ずるものを 含む。)に在籍する者が使用する場合、「一般」 とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用 する場合をいう。			
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、 その端数は、1時間とする。			
3 附属設備の使用料は、規則で定める。			

令和6年4月から公共施設の使用料が変わります (宮崎市緑松・広原体育館)

現行

種別			使用料 (1時間につき)	
			宮崎市緑松体育館 及び宮崎市広原体育館	
体育室	アマチュアスポーツ に使用する場合	児童生徒	230円	
		一般	450円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		660円	
会議室			230円	
放送設備			60円	
備考				
1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。				
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。				
3 附属設備の使用料は、規則で定める。				



改定後

種別			使用料 (1時間につき)	
			宮崎市緑松体育館 宮崎市広原体育館	
体育室	アマチュアスポーツ に使用する 場合	入場料を徴収 しない場合	中学生以下	230円
			高校生	340円
			一般	670円
		入場料を徴収 する場合	中学生以下	450円
			高校生	670円
			一般	1,340円
アマチュアスポーツ		入場料を徴収しない場合	3,350円	
アマチュアスポーツ		入場料を徴収する場合	6,700円	
会議室			340円	
備考				
1 「中学生以下の者」とは中学生若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。				
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。				
3 附属設備の使用料は、規則で定める。				

令和6年4月から公共施設の使用料が変わります (宮崎市北部・南部記念体育館)

現行

種別			使用料 (1時間につき)	
			宮崎市北部記念体育館及び宮崎市南部記念体育館	
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒	450円	
		一般	910円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1,330円	
会議室			320円	
放送設備			130円	
備考				
1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。				
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。				
3 附属設備の使用料は、規則で定める。				



改定後

種別			使用料 (1時間につき)		
			宮崎市北部記念体育館 宮崎市南部記念体育館		
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	230円	1/2
			高校生	450円	全面
			一般	340円	1/2
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収する場合	中学生以下	680円	全面
			高校生	680円	1/2
			一般	1,350円	全面
		中学生以下	450円	1/2	
		高校生	900円	全面	
		一般	680円	1/2	
		一般	1,350円	全面	
		一般	2,700円	全面	
		入場料を徴収しない場合	6,750円		
		入場料を徴収する場合	13,500円		
会議室			540円		
備考					
1 「中学生以下の者」とは中学生若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。					
2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。					
3 附属設備の使用料は、規則で定める。					